

開発変更許可申請に係る添付書類

1. 変更申請書 正副各一部
 2. 委任状
 3. 公図（写し）
 4. 案内図
 5. 手数料
 - ①設計変更の場合 開発行為許可申請手数料の10%
 - ②新規土地開発区域への編入による変更の場合
新規に編入される面積に応じ開発行為許可申請
手数料に規定する金額
 - ③その他の変更の場合 10,000円
（その他の変更とは ア. 予定建築物の用途の変更
イ. 資金計画の変更
ウ. 工事施工者の変更
- ※手数料は、①、②、③の額の合算額となります。
（但し、850,000円を超えない範囲とする）
6. 開発行為許可通知書（写）
 7. 変更許可申請書類の作成方法
 - ①記載に当たっては、変更前後の内容が対象となること
 - ②添付図書は、設計説明書は変更前・変更後に分けて記入し、設計図書は、変更前変更後（変更部分の明示）のものを別葉で添付します。
 8. 変更許可を受けなければならない場合
 - ①開発区域の位置・区域・規模の変更
 - ②開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途の変更の場合
 - ③開発行為に関する設計変更の場合
 - ④工事施工業者の変更の場合
 - ⑤自己用・非自己用・居住用・業務用の別の変更の場合
 - ⑥資金計画の変更の場合
 9. 下記内容の場合は、軽微な変更とし、開発許可事項変更届け出書を提出します
 - ①開発行為に関する設計変更のうち、予定建築物等の敷地の形状の軽微な変更
 - ②工事施工業者の変更（非自己用・1ha以上の自己業務用開発については
工事施行業者の氏名・名称又は住所変更に限られ
A施行者がらB施行への変更は許可が必要です。
 - ③工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日